

1 ねんきん定期便

「ねんきん定期便」は、毎年、厚生年金保険および国民年金の加入者（被保険者）の方に送付されます。

「ねんきん定期便」により、過去の保険料納付実績や将来の老齢年金の見込額等を確認することができます。

35 歳、45 歳、59 歳以外の方

ハガキ様式の「ねんきん定期便」が送付されます。

（直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から毎年誕生月の下旬に送付）

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50 歳以上の方・・・現在の加入条件で 60 歳到達後の 3 月まで加入したものと仮定した額

50 歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

直近 1 年間の標準報酬月額および保険料納付額等

これまでの保険料納付額（累計額）

35 歳、45 歳、59 歳の方

封書の「ねんきん定期便」が送付されます。

（直近で加入している厚生年金の種別の実施機関から誕生月の下旬に送付）

【ねんきん定期便でお知らせする内容】

これまでの年金加入期間

老齢年金の見込額

50 歳以上の方・・・現在の加入条件で 60 歳到達後の 3 月まで加入したものと仮定した額

50 歳未満の方・・・これまでの加入実績に応じた額

これまでの年金加入履歴

これまでの標準報酬月額と保険料納付額の月別状況

これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある方のみ）

『ねんきん定期便』（ハガキ様式）の見方（50歳以上の方）

直近 1 年分の標準報酬月額や厚生年金保険の保険料納付額
または、国民年金の第 1 号被保険者や第 3 号被保険者期間
の納付状況が表示されます。

※お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

最近の月別状況です

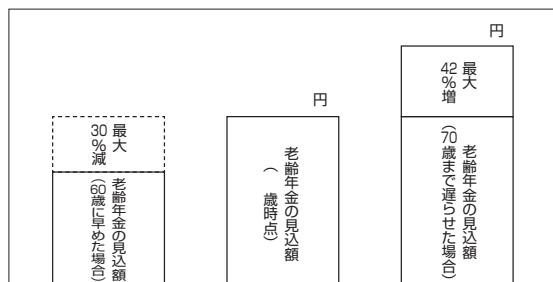
下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「まれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職・転勤が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの年金事務所、私立学校の教職員費用については、日本私立学校振興・共済事業団、公務員期間については、KKR年金相談ダイヤルへお問い合わせください。

[illegible]

納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても、(口座拒否も同様) 情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

- ① 年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
- ② 年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
- (70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
- (注)65歳以後繰り下げの請求を行なった期間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③ 65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。
- ※昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。



1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

各期間の保険料納付額の累計が表示されます。

過去の加入期間について表示されます。

2. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
月	月	月	月	(a+b+c)	(d)	(a+b+c+d)
厚生年金保険 (b)				月	月	
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

3. 老齢年金の種類と見込額（1年間の年額）（現在の加入条件が60歳まで継続すると仮定して見込み額を計算しています）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	老齢基礎年金
(1)基礎年金				
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
公務員厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))
私学共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)
	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(経過的分割部分)
	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))	(経過的分割額 (共済年金))
(1)と(2)の合計	円	円	円	

- ・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで(注)継続して加入したものと仮定して計算しています。
- (注)公務員厚生年金期間の老齢年金の年額は、現在の加入条件で60歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が120月に達していない場合などですので、連合会年金部にお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「公務員厚生年金期間」に表示されている見込額が変動する場合があります。
- ※年額は今後の加入状況や経済動向などによって変わります。あくまで目安としてください。

個々の加入状況に応じた年金見込み額が表示されます。

老齢基礎年金の本来の受給開始年齢である65歳から表示しています。
65歳からは日本年金機構から支給される国民年金の見込み額も表示されます。

『ねんきん定期便』（封書）の見方（59 歳の方）

ねんきん 定期便

この定期便は、下記時点で作成しています。
納付記録がデータに反映されるまで日数がかかる場合があります。

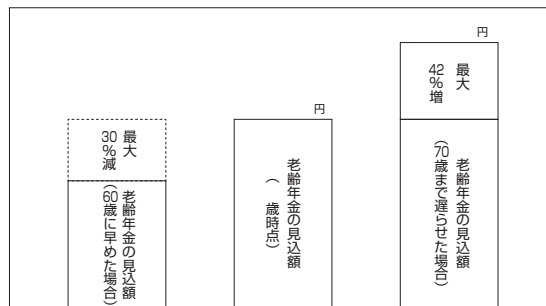
国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

(お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。)

このページの見方は、見方(冊子)の2～3ページをご覧ください。

- ①年金の受給開始時期は、60歳から70歳まで選択できます。
- ②年金受給を遅らせた場合、年金額が増加します。
(70歳を選択した場合、65歳と比較して最大42%増)(注)
(注) 65歳以後繰り下げの請求を行うまでの間に在職されている期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する分は、繰り下げによる増額の対象とはなりません。また、加給年金も増額の対象とはなりません。
- ③65歳の年金受給を60歳に繰り上げて早く受給した場合、65歳開始と比較して最大30%減額となります。



1. これまでの保険料納付額(累計額)

(1) 国民年金保険料(第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料(被保険者負担額)	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

昭和27(1952)年4月2日以降にお生まれの方は、令和4年4月から受給開始時期を75歳まで選択できるようになります。

B-1

各期間の保険料納付額の累計
が表示されます。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況です。
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
(このお知らせは、見方の10～11ページをご覧ください。)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ ブランク(空白)となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、B-3の「年金加入履歴」とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与と額 保険料納付額				</								

これまでの全期間の標準報酬月額や厚生年金保険の保険料納付額が表示されます。

B-4 厚

これまでの国民年金保険料の納付状況です。
表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。
(このお知らせは、見方(冊子)の12～13ページをご覧ください。)

[illegible]

これまでの全期間の
国民年金の第1号被
保険者や第3号被保
険者期間の納付状況
が表示されます。

B-4 国

2

退職年金分掛金の払込実績通知書

連合会では、毎年、現役組合員の方に「退職年金分掛金の払込実績通知書」を送付し、前年度末時点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています。(毎年6月末に送付)

なお、すでに退職している方については、退職年度、35歳、45歳、59歳、63歳の年度末時点の「付与額」と「利息」の累計額などをお知らせしています。

『退職年金分掛金の払込実績通知書』の見方

『付与額』

毎月の給料から控除されている額（標準報酬月額および期末手当等の額に付与率を乗じて算出された額）が表示されます。

『利息』

付与額の利息が表示されます。

退職年金分掛金の払込実績通知書

作成日

長期組合員番号
組合員氏名

※お問い合わせの際は、長期組合員番号をお知らせください。

あなたの退職年金分掛金の払込実績に関する情報については、下記のとおりとなります。(各表示項目の内容については裏面をご覧ください。)(単位:円)

適用年月	(1) 標準報酬月額	(2) 期末手当等額	(3) 付与額	(4) 利息	(5) 付与額と利息の合計額

(6) 計算基準日

(11) 給付算定基礎期間

(7)		
(8) 付与額累計額		
(9) 利息の累計額		
(10)		

(12) 付与率

(13) 基準利率

(注) この通知書は、作成日現在において、あなたが加入している(加入していた)共済組合から連合会に通知された標準報酬額などの情報をもとに作成されています。このため共済組合からの通知時期などにより最新の情報となっていない場合があります。(将来の年金額に影響するものではありません。)

『年度末現在の付与額と利息の累計額』

前年度末現在における付与額と利息を累計した額で、自身の将来の年金原資となる額が表示されます。